

風水害・地震の措置について

- ◎ 登校時に和歌山市に暴風警報または大雨警報(「特別警報」を含む)が出ている時は**自宅待機**とします。
 - 午前10時までに解除されない場合は、**臨時休業**となります。
 - 午前10時までに警報が解除された場合は、**午前中授業**があります。
(給食はありません。4限終了後、下校します。)
- ◎ **震度5(弱)**以上の地震が発生し、危険が予測される時は**臨時休業**とします。
- ◎ 午前6時の時点で台風・大雨等で警報が発令されている時は、**給食はありません**。
- ※ 警報が出ていない場合であっても、やがて、警報が出されると予想される場合や地域的に危険が予想される状況下においては、一時登校を見合わせて連絡を待ってください。
- ※ 児童が学校にいる時に、警報が出た場合であってもは状況を判断し、下校させることでより危険が増すと考えられるときは、学校で待機させ安全を確保します。
- ※ 前日、夕刻の時点で、台風が和歌山県に接近、上陸の恐れがある場合、和歌山市教育委員会の指示に従って、市内一斉に翌日の**給食をとりやめる**場合があります。(その場合、午前6時の時点で警報が解除されていても**給食はありません**。4限終了後、下校します。)